

## 与謝野町告示第47号

与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

与謝野町長 山 添 藤 真

### 与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号）に定めるもののほか、与謝野町への子育て世帯の移住定住を促進し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、子育て世帯の移住者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に町内に住所を有し、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (2) 移住者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（本町の区域内に住所を定めるものに限る。以下同じ。）をした者で、本町に定住の意志を有する者をいう。
- (3) 移住希望者 本町に定住する意思を持って転入しようとする者をいう。
- (4) 子育て世帯 次のいずれかに掲げる世帯であって、子ども（第5条に規定する交付申請をする日（以下「申請日」という。この号及び次条において同じ。）において義務教育終了前の子に限る。以下同じ。）を扶養している世帯をいう。

ア 夫婦の双方又は一方が申請日において満40歳未満である世帯

イ 配偶者が死亡した者、離婚した者又は婚姻によらないで父若しくは母

となった者であって、現に婚姻をしていない者（申請日において満40歳未満である者に限る。）が世帯主である世帯

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、子育て世帯の世帯主であって、自治組織に加入し、及び地域活動に参加する意思を有する次のいずれかに該当する者とする。

(1) 移住者であって、転入日において5年以上本町に住民登録かつ居住実態がなく、申請日において、転入後3年以内の者

(2) 移住希望者であって、申請日において5年以上本町に住民登録かつ居住実態がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 市区町村税の滞納がある者

(2) 3親等以内の親族が所有する本町内の住宅を購入し、居住の用に供する者

(3) 与謝野町暴力団排除条例（平成22年与謝野町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等である者

(4) 前号に規定する者と現に同居し、又は同居しようとする者

（補助対象事業及び補助金額）

第4条 補助の対象となる事業（以下「事業」という。）は、補助対象者が自ら居住する住居を取得（住居を新築する場合にあつては当該新築工事の契約を締結すること、住居を購入する場合にあつては当該購入契約を締結することをいう。）する事業とする。

2 補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に当該申請に係る関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、不適當であると認めたときは、与

謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（事前着手）

第7条 補助申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金事前着手届（様式第4号）を町長に提出し、承認されたときは、この限りでない。

（変更申請等）

第8条 第6条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた補助申請者が当該事業の内容を変更するとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業に係る費用の総額及び事業の期間に変更が生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により変更交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは、与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金（変更）交付決定通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助申請者は、事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は事業完了の日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに与謝野町子育て世帯移住定住促進事業実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 補助金の額の確定通知は、与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の確定通知を受けた者は、速やかに与謝野町子育て世帯移住定住促進事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消）

第13条 町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、与謝野町

子育て世帯移住定住促進事業取消通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 法令若しくはこの告示に違反し、又は町長の指示に従わなかったとき。
- (5) その他町長が特に補助金を交付するものとして適当でない判断したとき。

（処分の制限）

第14条 補助申請者は、事業により取得した住居を補助金の交付決定の日から起算して10年以内に、譲渡し、若しくは除却し、又は当該住居から転居する場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助区分	補助金額	備考
基本額	1世帯当たり 100万円	事業のために必要な費用（次に掲げるものを除く。）の額が左記補助金額に満たないときは、当該費用の額を補助金額とする。 (1) 外構工事に要する費用 (2) 仮住居等の使用に要する費用 (3) 家具、家電製品等の購入に要する費用 (4) その他町長が住居の新築又は購入に関係がないと認める費用

加算額	町内建築事業者建築	20万円	町内建築事業者（町内に本店又は支店を有する住宅建設関連事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた法人若しくは個人をいう。）により建築された新築住宅（建売を除く。）に限る。
	町分譲宅地取得	20万円	町が所有する分譲宅地の取得に限る。
	空き家バンク登録物件	20万円	与謝野町空き家バンク設置要綱（平成28年与謝野町告示第9号）第2条第3号に規定する空き家バンク登録物件の取得に限る。
	子育て世帯	子ども1人当たり20万円	子ども5人に相当する額を限度とする。
	町内企業就職	1世帯当たり10万円	町内企業（町内に本店又は支店を有する企業をいう。）に就職した者の属する世帯に限る。
	消防団入団	1世帯当たり10万円	与謝野町消防団に入団し、概ね10年間以上所属する意思のある者の属する世帯に限る。
	移住促進特別区域	1世帯当たり20万円	京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）第5条第1項に規定する移住促進特別区域内に居住する世帯に限る。